

第109回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日(金曜日)午前10時
(開場 午前9時30分)

開催場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友ビル11階大会議室

議決権行使期限

2022年6月23日(木曜日)午後5時

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。なお、当日は、本株主総会の模様をご視聴いただけるようインターネットを通じたライブ配信を行います。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じさせていただきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

目次

株主の皆様へ	1
第109回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件	
【添付書類】	
事業報告	19
連結計算書類	41
計算書類	43
監査報告書	45
【トピックス】	
事業トピックス	51

 **住友精化株式会社**
SUMITOMO SEIKA CHEMICALS CO., LTD.

証券コード 4008



株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様には謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患されている方々や困難な状況におられる方々には、心よりお見舞い申し上げます。皆様が一日も早く平穏な日常生活に戻ることができますようお祈り申し上げます。

さて、第109回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

住友精化株式会社
社長 **小川 育三**

現在当社グループは、2020年度から2022年度の3ヶ年中期経営計画の実現に向けた取り組みを進めており、本年、その最終年度を迎えます。本計画を策定した当時と現在の事業環境を比較いたしますと、新型コロナウイルス感染症の拡大、深刻化するウクライナ情勢、カーボンニュートラル実現へ向けた取り組みの加速など、世界的な規模で社会、経済および企業活動のあり方に大きな影響を与える事象が数多く発生しています。このように事業環境の変化の激しい中において、当社グループが持続的に成長を続けるためには、本計画に掲げている当社グループの課題、すなわち「事業構造の変革」、「研究開発の強化」および「開発品への積極投資」は、ますますその重要性を増しています。本計画の残りの期間でこれら課題への取り組みをさらにスピードアップ、レベルアップさせ、2023年度以降の飛躍につなげてまいりたいと存じます。

今後とも、コーポレート・ガバナンスの更なる強化とともに、企業情報の適切な開示と株主の皆様との建設的な対話などを通じ、企業価値の向上に努めてまいりますので、皆様には一層のご理解と引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

証券コード4008
2022年6月3日

株 主 各 位

兵庫県加古郡播磨町宮西346番地の1
住友精化株式会社
社 長 小 川 育 三

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場はお控えいただくことをお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3頁の案内に従って書面またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時（開場 午前9時30分）
2. 場 所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友ビル11階大会議室
3. 目的事項	
報告事項	(1) 第109期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第109期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

- 当社では本株主総会において「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入しており、当日会場にご来場いただくことなく、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただけます。視聴方法等の具体的な内容については、5～6頁をご確認いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

》 株主総会にご出席いただく場合



開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。なお、株主でない代理人や同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、ご出席はお控えいただき、以下の書面、インターネット等による方法にて議決権をご行使ください。また、本株主総会において「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入しておりますので、そちらをご利用ください。

》 書面にて行使いただく場合



行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

》 インターネット等にて行使いただく場合



行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時入力分まで

議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙の裏面左下に記載された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

「インターネット等による議決権行使について」は次頁をご参照ください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項をあらかじめご承知おきください。

- ・インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合（パソコンとスマートフォンで重複してなされた場合を含む）は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・議決権行使書郵送による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。

インターネットによる開示について

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.sumitomoseika.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<https://www.sumitomoseika.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

インターネット等による議決権行使についてのご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙の裏面左下に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル



0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社（株式会社ICJ）が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

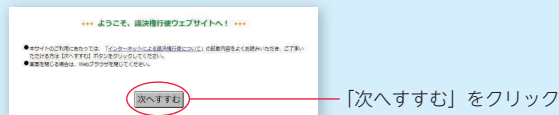
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

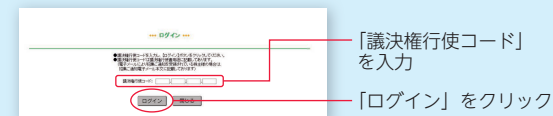
右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



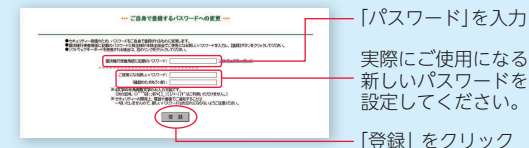
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ライブ配信のご案内

インターネットを用いて株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信にてご視聴いただける「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」についてご案内いたします。

配信日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

なお、ライブ配信webサイトは、開始時刻30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

ライブ配信の視聴方法

以下のURLまたはQRコード*にアクセスいただき、ライブ配信視聴用の特設ページにアクセスいただきますようお願いいたします。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

ライブ配信の視聴用特設ページ >> <https://4008.ksoukai.jp>



- ※ライブ配信の視聴にあたっては、事前のご予約や、ID、パスワード等は不要です。
- ※株主総会当日までの間、上記特設ページにアクセスいただいても、開催日時等が記載された確認用のページが表示されますが、特にご視聴いただけるものではありません。ライブ配信が開始される株主総会当日の午前9時30分頃以降にアクセスください。
- ※ライブ配信を視聴される株主様は、当日議決権行使を行うことはできないため、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただきますようお願いいたします。

●ライブ配信の視聴に関するお問い合わせ先

ライブ配信の視聴に関してご不明な点がある場合は、当社までお問い合わせください。なお、つぎの事項についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ①インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ②株主総会当日において株主様側の環境等が問題と思われる原因での接続障害、遅延、音声トラブル等のトラブルに関するお問い合わせ

当社連絡先 住友精化株式会社 総務人事室 TEL：06-6220-8508

※株主総会当日は、専用のコールセンターをご用意いたしますので、以下の番号までお電話をお願い申し上げます。

株式会社ブイキューブ TEL：03-4510-5845（受付時間：株主総会当日午前9時から終了時刻まで）

事前質問の受付についてのご案内

株主総会にあたり、株主の皆様からご質問をお受けいたします。以下のご案内にしがたいご質問をお寄せいただけますようお願いいたします。

なお、ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高い事項については、株主総会当日に回答をさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

受付期間 >> 2022年6月6日（月曜日）午前10時から2022年6月21日（火曜日）午後5時まで

受付方法

WEB



①以下の事前質問受付ページに、アクセスください。

事前質問受付ページ>> <https://www.sumitomoseika.co.jp/sokaiq/>

②IDおよびパスワードをご入力の上、ログインください。

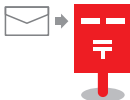
ID：議決権行使書用紙等に記載されている株主番号（9桁の半角数字）

パスワード：株主様のご登録住所の郵便番号（ハイフンを除いた7桁の半角数字）

③質問入力フォームが表示されますので、質問内容をご入力し、内容ご確認の上、送信してください。



郵送



上記受付期間終了までに下記宛先に到着するようにご郵送ください。

〒541-0041 大阪市中央区北浜四丁目5番33号（住友ビル）
住友精化株式会社 総務人事室

その他の注意事項

- ①ライブ配信の視聴にあたって、参加場所およびインターネットの通信環境につきましては、ご自身でご用意いただく必要がございます。また、通信料等もご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。
- ②事前質問受付用のIDおよびパスワードを第三者に共有すること、株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- ③ご出席株主様が写らないよう配慮いたしますが、やむを得ず、映り込んでしまう場合がございます。ご出席株主様のご発言も音声として配信されますので、個人情報等にご注意くださいますようお願い申し上げます。
- ④ライブ配信の実施にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声の乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性があります。仮に、このような通信障害等が生じた場合であっても、一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤当社がやむを得ないと判断した場合、配信内容を一部変更または中止とさせていただきます場合がございます。
- ⑥システム障害等の緊急事態や事情変更への対応等、配信運営に変更が生じる場合には、当社ホームページ（<https://www.sumitomoseika.co.jp/>）においてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 株主総会の招集に係る変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日に施行され、上場会社が定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害の発生等にも柔軟に対応していくため、株主総会の開催方式の選択肢を拡充することは株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第11条を変更するものであります。

なお、同条の定款変更の効力発生は、本株主総会の決議に加え、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

② 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- 1)変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- 2)変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- 3)株主総会参考書類等のインターネット開示に関する規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- 4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条 ｝ 第10条 (招集の時期) 第11条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを 招集する。 (新 設)	第1条 ｝ 第10条 (招集) 第11条 (現行どおり) <u>② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会 とすることができる。</u>
第12条 ｝ 第13条 (参考書類等のインターネット開示) 第14条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、 <u>連結計算書類および事業報告に記載または表示すべ き事項に係る情報を、法務省令の定めるところによ りインターネットで開示することができる。</u> (新 設)	第12条 ｝ 第13条 (削 除) (電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類等の内容である情報について、電子提供 措置をとるものとする。 <u>② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省 令で定めるものの全部または一部について、議決権 の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。</u>
第15条 ｝ 第28条 (条文省略)	第15条 ｝ 第28条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(附 則)</p> <p>第1条 現行定款第11条(招集の時期)の変更は、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 本条は、効力発生日後にこれを削除する。</p> <p>第2条 現行定款第14条(参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況（率）
1	小川 育三 再任	代表取締役社長 社長執行役員 サステナビリティ推進、技術、知的財産、研究統括	13回中13回 (100%)
2	浜谷 和弘 再任	代表取締役 専務執行役員 総務人事、法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長	13回中13回 (100%)
3	村越 傑 再任	取締役 常務執行役員 ガス部門統括、ガス事業部長	13回中13回 (100%)
4	東 矢 健 宏 再任	取締役 常務執行役員 吸水性樹脂部門統括	13回中13回 (100%)
5	町田 研一郎 再任	取締役 常務執行役員 経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長	13回中13回 (100%)
6	重 森 隆 志 再任	取締役（非業務執行）	10回中10回 (100%)
7	かつ勝 木 保 美 再任 社外 独立	社外取締役	13回中13回 (100%)

候補者番号 | 1



所有する当社株式数
8,500株

お がわ いく ぞう
小川 育三 1957年2月5日生

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- | | | | |
|---------|--|----------|---|
| 1981年4月 | 住友化学工業株式会社入社 | 2018年4月 | 当社顧問 |
| 2010年4月 | 同社執行役員技術・経営企画室(技術・研究開発)、事業化推進室担当、事業化推進室部長 | 2018年6月 | 当社代表取締役社長
社長執行役員 |
| 2012年4月 | 同社常務執行役員技術・経営企画室(技術・研究開発)、事業化推進室、知的財産部、生産技術センター、有機合成研究所、生物環境科学研究所、筑波開発研究所、先端材料探索研究所、有機EL事業化室担当 | 2021年6月 | 当社代表取締役社長
社長執行役員技術、知的財産、研究統括 |
| 2016年4月 | 同社専務執行役員技術・研究企画、知的財産、工業化技術研究所、生物環境科学研究所、先端材料開発研究所統括 | 2021年12月 | 当社代表取締役社長
社長執行役員サステナビリティ推進、技術、知的財産、研究統括(現在に至る) |

選任理由

住友化学株式会社において技術・研究開発・事業化推進に携わり、同社において、技術・研究開発部門を統括した経験を有しております。2018年に当社社長に就任し、その後、3事業すべてが成長を牽引する事業構造へ転換するため中期経営計画を推進し、当社の企業価値向上の陣頭に立ってまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 2



所有する当社株式数
6,300株

はま たに かず ひろ
濱谷 和弘 1959年3月7日生

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|-----------------------------|----------|--|
| 1981年4月 | 当社入社 | 2019年11月 | 取締役常務執行役員法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長 |
| 2005年6月 | 精密化学品事業部機能製品部長 | 2020年6月 | 取締役常務執行役員総務人事、法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長 |
| 2007年10月 | 機能化学品事業部部長 | | セイカテクノサービス株式会社代表取締役社長 |
| 2008年6月 | 総務人事室部長 | 2021年6月 | 代表取締役専務執行役員総務人事、法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長(現在に至る) |
| 2012年6月 | 理事総務人事室部長 | | |
| 2013年6月 | 執行役員総務人事室長 | | |
| 2015年6月 | 取締役執行役員内部監査、物流購買統括、総務人事室長 | | |
| 2017年6月 | 取締役常務執行役員内部監査、物流購買統括、総務人事室長 | | |

選任理由

製品の生産、販売、研究に携わった後、人事部門を担当した経験を有しております。2015年に取締役に就任し、総務人事、法務、内部監査および物流購買を統括し、人財の育成、コンプライアンスの推進、コーポレート・ガバナンスの強化などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 3

むら こし
村越 傑 1958年12月28日生

再任



所有する当社株式数
6,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2016年6月	取締役執行役員情報システム統括、 経理企画室長
2005年1月	台湾住精科技(股)有限公司総経理	2018年6月	取締役常務執行役員ガス部門統括
2007年6月	機能樹脂事業部業務部長	2021年2月	取締役常務執行役員ガス部門統括、 ガス事業部長（現在に至る）
2007年10月	機能化学品事業部業務部長		
2008年4月	経理部長		
2012年8月	経理企画室部長		
2015年6月	理事経理企画室長		

選任理由

台湾の子会社や当社事業部門の経営管理に携わり、また、当社経理企画部門を担当した経験を有しております。2016年に取締役役に就任し、情報システムおよび経理企画部門を統括した後、2018年からはガス部門統括として、高品質な製品の生産、顧客ニーズを的確に捉えた販売活動などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 4

とう や たけ ひろ
東矢 健宏 1961年4月25日生

再任



所有する当社株式数
3,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年5月	当社入社	2015年5月	吸水性樹脂事業部営業部長
2008年4月	吸水性樹脂事業部部長	2015年6月	理事吸水性樹脂事業部長兼営業部長
2010年2月	スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド Managing Director	2016年6月	執行役員吸水性樹脂事業部長
		2020年6月	取締役常務執行役員吸水性樹脂部門 統括、吸水性樹脂事業部長
2010年6月	スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド Managing Director 兼 スミトモ セイカ アジア パシフィック プ ライベート リミテッド Managing Director	2021年3月	取締役常務執行役員吸水性樹脂部門 統括（現在に至る）

選任理由

当社海外子会社において、吸水性樹脂の製造および販売に携わった後、当社吸水性樹脂事業部において、製品開発や販売を担当いたしました。2020年に当社取締役役に就任し、吸水性樹脂部門統括として、高品質な製品の生産、顧客ニーズを的確に捉えた販売活動などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 5

まち だ けん いち ろう
町田 研一郎 1963年1月29日生

再任



所有する当社株式数
5,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	住友化学工業株式会社入社	2017年4月	当社経理企画室部長
2009年6月	同社内部統制推進部長	2017年6月	当社理事経理企画室部長
2010年4月	同社内部統制・監査部長	2018年6月	当社取締役執行役員情報システム統括、経理企画室長
2012年3月	同社技術・経営企画室部長（関連事業）兼技術・経営企画室部長（中国戦略）	2020年6月	当社取締役執行役員経理企画、情報システム統括、経理企画室長
2012年10月	同社技術・経営企画室部長（関連事業）兼中国事業室部長	2021年1月	当社取締役執行役員経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長
2014年6月	同社秘書部長	2021年6月	当社取締役常務執行役員経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長（現在に至る）
2015年4月	同社総務法務室部長（秘書）兼総務法務室部長（渉外）		
2016年4月	同社愛媛工場副工場長兼大江工場総務部長		

選任理由

住友化学株式会社において内部統制、経営企画、総務、経理など幅広い業務に携わった経験を有しております。2018年に当社取締役に就任して以来、情報システム、経理企画、業務改革部門統括を務め、社内ITインフラ整備による生産性向上、情報セキュリティの強化、適正な会計、経営計画の立案などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 6

しげ もり たか し
重森 隆志 1958年10月3日生

再任



所有する当社株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	住友化学工業株式会社入社	2018年4月	同社常務執行役員企画部、経営管理部、IT推進部担当
2009年7月	同社ラービグ計画業務室部長兼石油化学業務室部長	2019年4月	同社専務執行役員企画、経営管理、IT推進、経理、財務統括
2010年2月	ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー出向	2019年6月	同社取締役専務執行役員企画、経営管理、IT推進、経理、財務統括
2012年4月	同社執行役員ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー従事	2020年4月	同社取締役専務執行役員経営企画、IT推進統括
2016年4月	同社常務執行役員	2021年6月	同社専務執行役員経営企画、IT推進統括（現在に至る） 当社取締役（非業務執行）（現在に至る）
2017年4月	同社常務執行役員企画部、経営管理部、石油化学業務室担当		

選任理由

住友化学株式会社において、主に企画等の管理部門の業務に従事するとともに、米国バージニア大学への派遣やシンガポール、サウジアラビア（ラービグ計画）での延べ約20年に及ぶ海外勤務を経験、その後、同社執行役員として、経営企画、IT推進、経理など、管理部門を統括してまいりました。また、2021年に当社取締役に就任して以来、取締役会においては率直かつ活発で建設的な発言・提言を行っていただいていることから、当社経営の監督を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 7

かつ き やす み
勝木 保美 1947年11月29日生

再任 社外 独立



所有する当社株式数

0株

在任期間

9年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年10月	監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社	2011年6月	西日本旅客鉄道株式会社社外監査役（2022年6月23日付で退任予定）
1977年9月	公認会計士登録		サカタイムズ株式会社社外監査役
1995年8月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員	2013年6月	当社社外取締役（現在に至る）
2001年5月	同監査法人専務理事大阪事務所長	2016年3月	サカタイムズ株式会社社外取締役（現在に至る）
2006年5月	あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）本部理事		
2010年6月	同監査法人退職		
2010年7月	勝木公認会計士事務所開設（現在に至る）		

選任理由

長年にわたる公認会計士としての専門的知識と幅広い見識を有するとともに、他社において社外取締役および社外監査役を務めております。また2013年に当社社外取締役に就任して以来、取締役会においては率直かつ活発で建設的な発言・提言を行っていただいていることから、当社経営の監督を強化することが期待できるため、引き続き独立社外取締役候補者といたしました。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 住友化学工業株式会社は、2004年10月住友化学株式会社に商号を変更いたしました。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、勝木保美を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 勝木保美は、2009年6月まで当社の会計監査人であるあずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）の業務執行社員として当社の監査を行っていましたが、2010年6月に同監査法人を退職しております。
5. 重森隆志および勝木保美と当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。取締役役に選任された場合、当社は、上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、各取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補することとしています。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 在任期間は、本定時株主総会終結時点のものとなります。

<ご参考1 取締役候補者の知識と経験（スキルマトリクス）>

当社は、取締役会が「持続的な成長」と「企業価値の向上」を牽引していくため、取締役候補者に、当社取締役選定基準を満たす人的資質と、高い経営能力（スキル）を兼ね備えた人物を指名することとしております。

また、取締役会が、当社の経営戦略・経営計画の策定・実行、将来課題への的確な対応を行っていくため、取締役会の全体として備えるべきスキル（知識・経験・能力）を以下のとおり選定しております。

スキル（知識・経験・能力）	スキルの選定理由
企業経営	取締役会の役割は、経営の重要な意思決定や経営陣の監督であり、この役割を担うためには、企業経営にかかる経験・実績を持つ取締役が必要であるため。
技術・研究開発	化学メーカーである当社が持続的に企業価値を向上させていくためには、既存製品の改良や、ユーザやマーケットの要望に応える新製品・新技術の開発が必要不可欠であり、技術・研究開発の分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
法務・リスク管理	企業活動における適正の確保は経営の基盤であり、また、健全なリスクテイクの下で、企業価値の向上を図るためには、適切なリスクマネジメントが必要であり、法務・リスク管理の分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
財務・会計	正確な財務報告により株主に適切な情報を開示することはもとより、財務基盤の確保により、安定的に企業活動を推進するためには、財務・会計の分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
営業・事業	販売戦略・営業戦略を推進し、事業規模の拡大・収益性の向上のためには、化学品における営業・事業の分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。
サステナビリティ・ESG	当社が社会の一員として活動し、ステークホルダーの期待に応え、炭素循環社会実現などの気候問題への対応をはじめ、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行っていくためには、サステナビリティ・ESGの分野での知識・経験を持つ取締役が必要であるため。

本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は、次のとおりであります。

氏名	属性	企業経営	技術・研究開発	法務・リスク管理	財務・会計	営業・事業	サステナビリティ・ESG
小川育三		●	●				●
濱谷和弘		●				●	
村越傑		●			●	●	
東矢健宏		●				●	
町田研一郎					●		
重森隆志	非業務執行	●			●		
勝木保美	社外				●		
道簀守 (監査等委員)				●			
川崎全司 (監査等委員)	社外			●			
三浦州夫 (監査等委員)	社外			●			
岸上恵子 (監査等委員)	社外				●		●

〈ご参考2 社外取締役の独立性に関する基準〉

当社では、以下①ないし⑨のいずれにも該当しない場合に、独立役員に指定できることとしています。

- ① 当社および当社グループ会社の業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役員および従業員（名称の如何を問わず当社および当社グループ会社と雇用関係にある者））
- ② 当社の主要な顧客・取引先の業務執行者。主要な顧客・取引先とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (ア) 当社に製品またはサービスを提供している取引先、または当社が製品またはサービスを提供している取引先のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度1年間の取引総額が、当社単体売上高の2%を超える者または当社への売上高が2%を超える者。
 - (イ) 当社が借入れを行っている金融機関のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における借入総額が、当社単体借入総額の2%を超える者。ただし、2%以下であっても、有価証券報告書、事業報告等の対外公表文書に借入先として記載している金融機関は主要取引先に含める。
- ③ 当社から役員報酬以外の報酬を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度における当社からの役員報酬以外の報酬支払総額が1,000万円を超える者。
- ④ 当社と取引のあるコンサルティング・ファーム、税理士法人、法律事務所等の法人もしくは組合等の団体のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度における当社への売上高が2%もしくは1,000万円のいずれか高い方を超える団体に所属する者
- ⑤ 当社の株主のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有および間接保有の合算比率）である者またはその業務執行者
- ⑥ 当社が株式を保有している会社のうち、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における当社の議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有および間接保有の合算比率）である者またはその業務執行者
- ⑦ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑧ 過去において上記①に該当していた者、ならびに前5年間に於いて上記②ないし⑦に該当していた者
- ⑨ 上記①ないし⑧のいずれかに該当する者の配偶者または2親等以内の親族

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の国内外の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありましたが、持ち直しの動きが見られました。

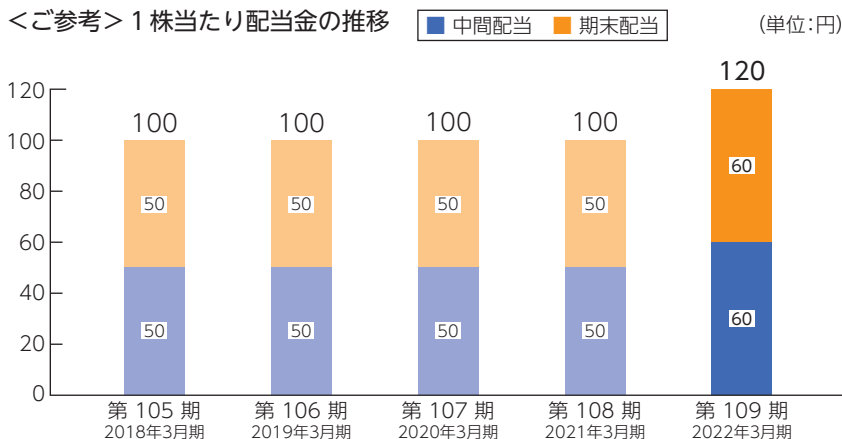
このような状況のもとで、当期の当社グループの売上高は1,155億8千3百万円（前期比11.9%増）、営業利益は80億7千2百万円（前期比20.1%減）、経常利益は89億1千5百万円（前期比14.1%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、連結子会社であるスミトモセイカヨーロッパS.A./N.V.において、欧州市場における事業環境悪化の影響等を受け、減損損失3億5千7百万円を計上したことなどにより、58億9千5百万円（前期比17.2%減）となりました。

また、1株当たり当期純利益は429.10円、ROEは7.8%となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当期の期首から適用したことに伴い、従来の方法に比べて、当期の売上高は16億5千2百万円減少し、売上原価は11億3千8百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ5億1千3百万円減少しております。

当社は、後記の「剰余金の配当等の決定に関する方針」に記載のとおり、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、この方針に基づき、当期の配当につきましては、1株につき前期50円から10円増配の60円として、実施させていただくことといたしました。これにより、中間配当(1株につき60円)を含めました当期の年間配当は1株につき120円(前期年間配当100円)となっております。また、自己株式につきましては、資本効率向上と株主還元充実を図るとともに、機動的な資本政策を遂行するため、2021年11月4日から2022年3月8日までの期間中に、自己株式300千株を9億4千6百万円にて取得いたしました。

<ご参考> 1株当たり配当金の推移



事業別の状況は、次のとおりであります。

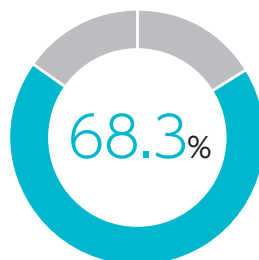
なお、収益認識会計基準等を当期の期首から適用したことに伴い、従来の方法に比べて、当期の「吸水性樹脂」事業の売上高が12億4千1百万円、利益が3億7千万円、「機能化学品」事業の売上高が4億1千万円、利益が1億4千3百万円、それぞれ減少しております。「ガス・エンジニアリング」事業および「その他」事業の売上高、利益は変更ありません。

吸水性樹脂事業

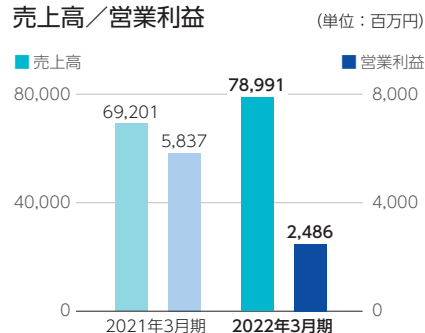
当事業では、売上高は789億9千1百万円（前期比14.1%増）、営業利益は24億8千6百万円（前期比57.4%減）となりました。売上高は、原料価格の上昇に伴う販売価格の上昇や為替の影響などにより増収となりましたが、営業利益は原燃料価格や物流費の上昇などにより減益となりました。



2022年3月期売上構成比



売上高／営業利益

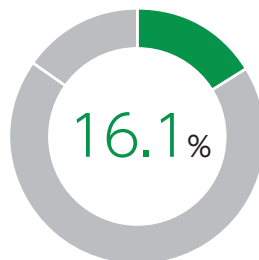


機能化学品事業

当事業では、売上高は185億5千3百万円（前期比3.4%増）、営業利益は27億円（前期比32.6%増）となりました。これは医薬中間体や機能製品、粉末樹脂の販売数量が増加したことや為替の影響などによるものであります。

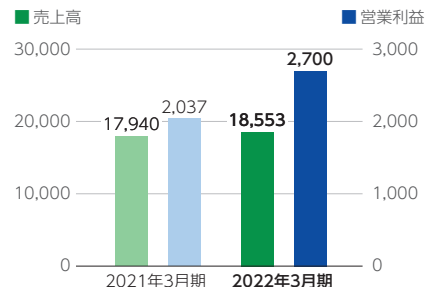


2022年3月期売上構成比



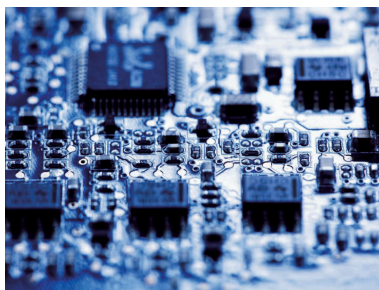
売上高／営業利益

(単位：百万円)

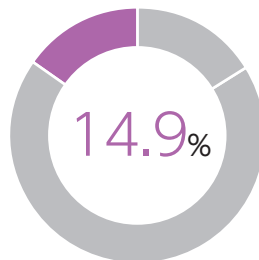


ガス・エンジニアリング事業

当事業では、売上高は171億9千6百万円（前期比10.1%増）、営業利益は27億7千9百万円（前期比22.1%増）となりました。これはエレクトロニクスガスの販売数量が増加したことなどによるものであります。

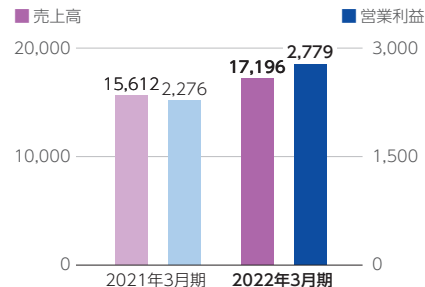


2022年3月期売上構成比



売上高／営業利益

(単位：百万円)



当社グループは上記事業のほか、人材派遣業務、製造受託事業等を行っております。当事業では、売上高は8億4千2百万円（売上構成比0.7%）、営業利益は9千9百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、生産設備の増強・改善のための投資を中心に44億2千6百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当期に、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2020年度から2022年度までの中期経営計画において、喫緊の経営課題である事業構造の変革および研究開発の強化に取り組み、3事業すべてが成長を牽引する事業構造への転換を進めることとしております。

本中期経営計画を踏まえた事業別の課題および取り組みについては次のとおりであります。

吸水性樹脂事業

当事業では、高付加価値分野に研究開発リソースを集中投下し、顧客の多様なニーズを実現する新グレードの開発や、中国・アジアなどの成長市場におけるテクニカルマーケティングの強化を通じ、当社製品・技術サービスの差別化および新グレードの拡販に注力してまいります。同時に、抜本的な合理化として製造プロセス改善、生産体制再構築、サプライチェーン最適化に取り組み、競争力強化と生産性向上を実現してまいります。

機能化学品事業

当事業では、パーソナルケア分野では欧米・中国などの成長市場をメインターゲットとし、化粧品・トイレタリー用増粘剤の市場ニーズにマッチした機能を開発する一方、環境分野では世界的な環境問題に対応した水系エマルジョン・有機溶剤フリーの粉体塗料への切り替えを展開してまいります。電子材料分野では5G高速通信、自動車CASE対応などの新たな市場ニーズに対応するため、最適な機能開発を進める一方、エネルギー分野では高容量化、長寿命化等の次世代車載用電池等のニーズに対応した、高機能なバインダー、添加剤を提供してまいります。

ガス・エンジニアリング事業

当事業では、半導体ガスでは大手デバイスメーカー向けエッチング・成膜プロセス用高純度CO・高純度C₃H₆（プロピレン）の顧客・技術動向の早期把握による拡販、SiC（シリコンカーバイド）パワー半導体向け高純度C₃H₈（プロパン）の拡販、コストダウン実現と次期投資機会の獲得に取り組んでまいります。ガスケミカルでは工業用途向けの需要を安定確保するとともに、半導体用途などの新規需要を取り込み、プロダクトミックスを最適化してまいります。開発品ではガス製品およびPSA関連への選択と集中で効率を重視しつつ、特に次世代半導体材料で他社との提携を含めた開発を強化してまいります。

新製品開発

新製品の開発では、吸水性樹脂では衛材共通ニーズの漏れ、臭い、かぶれ等を解決する新製品開発の継続に加え、環境に配慮した製品を追求する技術開発、コスト削減に向けたプロセス開発に取り組んでまいります。機能化学品では電子、エネルギー分野の新製品開発を継続する一方、当社の水溶性樹脂技術を生活、医薬関連化学品、接着剤、塗料分野に向けて展開してまいります。ガス・エンジニアリングでは半導体用高純度ガスのプロダクトラインアップ拡充や新規半導体プロセス材料の開発推進、PSA技術活用ガスの適用拡大に注力してまいります。

本計画では、最終年度である2022年度の業績目標を、売上高1,200億円、営業利益80億円、ROE8.5%としており、その前提条件は、為替レートが110円/米ドル、15.0円/人民元、国産ナフサ40,000円/KLであります。一方、2022年度の業績見通しは、計画策定時と比べ、人民元の上昇等が増益要因となるものの、コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞などによる原油価格の高騰に伴い、原燃料価格が大幅に上昇していることなどの減益要因が大きく、業績目標の達成は困難な状況であります。

<2022年度 業績>

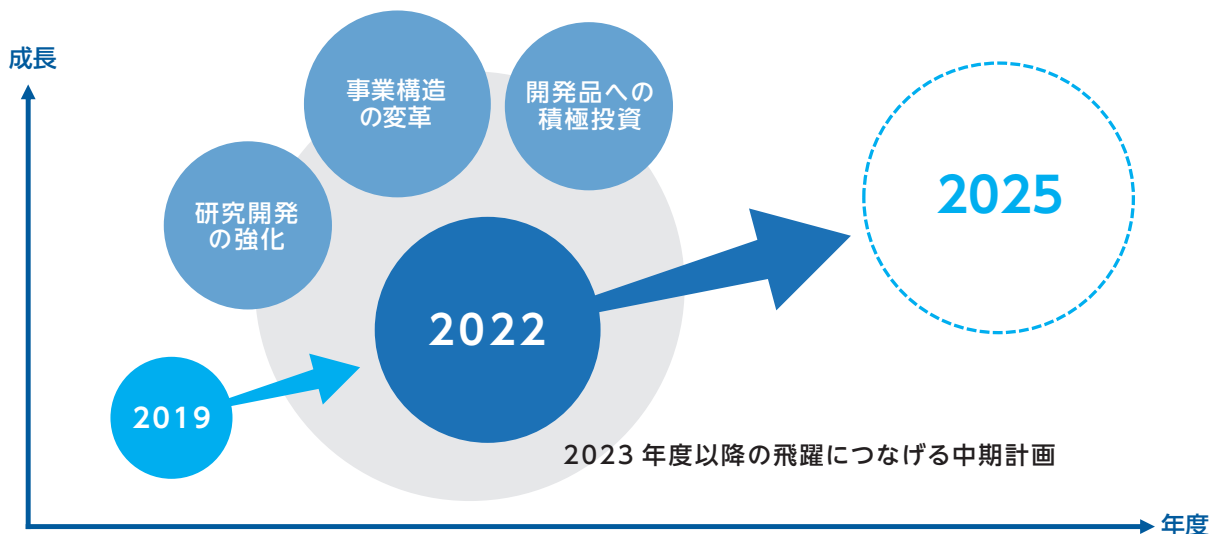
(単位：億円)

事業別	目標 (中期経営計画)	予想
吸水性樹脂事業	780.0	1,057.0
機能化学品事業	240.0	195.0
ガス・エンジニアリング事業	180.0	195.0
その他	—	3.0
売上高	1,200.0	1,450.0
吸水性樹脂事業	27.0	21.0
機能化学品事業	28.0	20.0
ガス・エンジニアリング事業	25.0	28.5
その他	—	0.5
営業利益	80.0	70.0
当期純利益	55.0	50.0
ROE	8.5%	6.2%
(前提)		
円/人民元	15.0	19.5
円/米ドル	110.0	130.0
国産ナフサ価格 (円/KL)	40,000	85,000

厳しい事業環境の下ではありますが、当社グループは引き続き、中期経営計画に掲げている、事業構造の変革、研究開発の強化、開発品への積極的な投資を推進し、2023年度以降の飛躍につなげてまいります。

なお、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年6月24日付で機能化学品部門とガス部門を統合し、機能マテリアル部門とすることを決議したことに伴い、翌期以降は、従来の「機能化学品」事業と「ガス・エンジニアリング」事業を統合し、「機能マテリアル」事業とする予定であります。2022年度の機能マテリアル事業の業績予想は、売上高390.0億円、営業利益48.5億円であります。「吸水性樹脂」事業および「その他」事業への影響はありません。

2023 年度以降の飛躍に向け、サステナブルな事業構造へ転換



2025 年度目標

事業環境変化や新製品開発状況等を踏まえ、次期中期経営計画として策定

また、グループ経営の強化、人財の育成、更なる技術力の強化に取り組むとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、環境負荷低減の取り組みをより一層推進するなど、SDGsの課題に取り組む、持続可能な社会の発展に貢献することで、社会から信頼を得て、常に社会と共存共栄する企業グループであるよう努めてまいります。

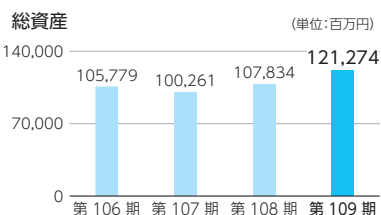
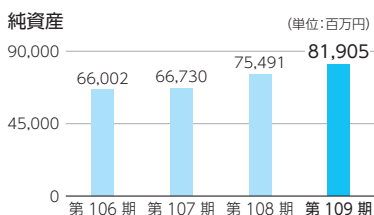
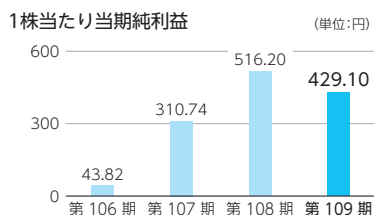
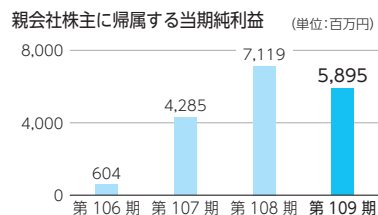
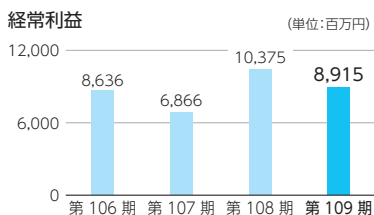
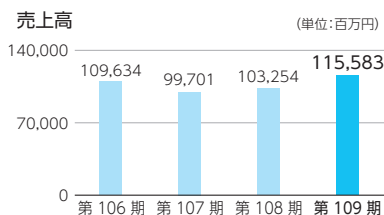
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第106期 (2019年3月期)	第107期 (2020年3月期)	第108期 (2021年3月期)	第109期 (2022年3月期) (当期)
売上高 (百万円)	109,634	99,701	103,254	115,583
経常利益 (百万円)	8,636	6,866	10,375	8,915
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	604	4,285	7,119	5,895
1株当たり当期純利益	43円82銭	310円74銭	516円20銭	429円10銭
純資産 (百万円)	66,002	66,730	75,491	81,905
総資産 (百万円)	105,779	100,261	107,834	121,274

(注) 第106期に、連結子会社であるスミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.において固定資産の減損損失4,040百万円を特別損失に計上しております。



② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第106期 (2019年3月期)	第107期 (2020年3月期)	第108期 (2021年3月期)	第109期 (2022年3月期) (当期)
売上高 (百万円)	71,640	62,363	58,865	65,183
経常利益 (百万円)	7,610	5,592	6,743	5,752
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△2,897	3,835	3,718	3,256
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△210円08銭	278円12銭	269円62銭	237円03銭
純資産 (百万円)	51,772	53,893	56,637	57,493
総資産 (百万円)	80,740	71,069	76,325	80,402

(注) 第106期に、連結子会社であるスミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.の株式にかかる関係会社株式評価損7,242百万円および同社に対する債務保証損失引当金繰入額1,329百万円を特別損失に計上しております。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要製品
吸水性樹脂事業	高吸水性樹脂
機能化学品事業	医薬製品、水溶性ポリマー、微粒子ポリマー、機能製品等
ガス・エンジニアリング事業	医療用ガス、ケミカルガス、標準ガス、エレクトロニクスガス、工業薬品、酸素・窒素・水素等のガス発生装置 (PSA方式)、一般化工機等

(7) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	大阪、東京
営 業 所	大阪、東京
工 場	別府工場 (兵庫)、姫路工場、千葉工場
研 究 所	開発研究所 (兵庫)、生産技術研究所 (兵庫)

② 重要な子会社

国内	セイカテクノサービス株式会社（兵庫）	
海外	韓国	スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド
	ベルギー	スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.
	シンガポール	スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド
	韓国	住精ケミカル株式会社
	中国	住精科技（揚州）有限公司
	中国	住友精化（中国）投資有限公司
	台湾	台湾住精科技（股）有限公司
	シンガポール	スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド
アメリカ	スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッド	

(8) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,384名	+26名

(注) 企業集団外への出向者は除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,024名	+2名	37.6歳	15.5年

(注) 出向者は除いております。

(9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (残高)
	百万円
株式会社三井住友銀行	8,624
株式会社三菱UFJ銀行	2,986
三井住友信託銀行株式会社	920
農林中央金庫	920

(10) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
		%	
スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド	百万ウォン 97,500	100.00 (10.00)	高吸水性樹脂の製造・販売
スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.	千ユーロ 64,885	100.00	高吸水性樹脂・機能化学品 等の製造・販売
スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド	千シンガポールドル 43,013	80.00	高吸水性樹脂の製造
住精ケミカル株式会社	百万ウォン 32,534	100.00	エレクトロニクスガスの製 造・販売
住精科技 (揚州) 有限公司	百万円 1,800	100.00	化学品の製造受託事業
住友精化 (中国) 投資有限公司	百万円 1,000	100.00	中国における住友精化グル ープの地域統括会社 高吸水性樹脂・ガス製品等 の販売
台湾住精科技 (股) 有限公司	百万台湾ドル 220	100.00	エレクトロニクスガスの製 造・販売
スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド	千米ドル 800	100.00	高吸水性樹脂・機能化学品 等の販売
セイカテクノサービス株式会社	百万円 50	100.00	各種サービス業務
スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッド	千米ドル 300	100.00	機能化学品の販売

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社の議決権比率を内数で示しております。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 13,972,970株
 (3) 株主数 5,588名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
住友化学株式会社	4,195	31.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,340	9.94
JP MORGAN CHASE BANK 385632	819	6.08
株式会社三井住友銀行	463	3.43
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	459	3.41
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572	338	2.51
住友生命保険相互会社	310	2.30
三井住友信託銀行株式会社	270	2.00
多木化学株式会社	206	1.53
住友精化社員持株会	173	1.29

(注) 上記のほか当社所有の自己株式(480,899株)があります。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	小川 育三	サステナビリティ推進、技術、知的財産、研究統括
代表取締役 (専務執行役員を兼務)	濱谷 和弘	総務人事、法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長
取締役 (常務執行役員を兼務)	村越 傑	ガス部門統括、ガス事業部長
取締役 (常務執行役員を兼務)	宮本 哲也	機能化学品部門統括
取締役 (常務執行役員を兼務)	東矢 健宏	吸水性樹脂部門統括
取締役 (常務執行役員を兼務)	町田 研一郎	経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長
取締役 (非業務執行)	重森 隆志	住友化学株式会社 専務執行役員
取締役	勝木 保美	勝木公認会計士事務所 公認会計士、西日本旅客鉄道株式会社 社外監査役、サカティンクス株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員（常勤）)	道 籙 守	
取締役 (監査等委員)	川崎 全司	川崎法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	三浦 州夫	河本・三浦法律事務所 弁護士、旭情報サービス株式会社 社外監査役、株式会社神戸製鋼所 社外取締役（監査等委員）
取締役 (監査等委員)	岸上 恵子	岸上恵子公認会計士事務所 公認会計士、株式会社オカムラ 社外監査役、公益財団法人世界自然保護基金(WWF) ジャパン 理事、ソニーグループ株式会社 社外取締役（監査委員）

- (注) 1. 取締役勝木保美、川崎全司、三浦州夫および岸上恵子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）の岸上恵子は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員の監査・監督機能を強化し、重要な社内会議からの情報収集および内部監査部門との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 当社は、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、道籙守、三浦州夫および岸上恵子は、監査役を退任し、同日付で取締役（監査等委員）に就任しております。

5. 取締役勝木保美、川崎全司、三浦州夫および岸上恵子は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 6. 重森隆志は、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会におきまして、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 7. 当期中に取締役の担当を以下のとおり変更いたしました。

地位	氏名	担当	異動年月日
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	小川 育三	技術、知的財産、研究統括に加え、 サステナビリティ推進統括を追加	2021年12月1日

8. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況
代表取締役 (常務執行役員を兼務)	重田 裕基	技術、生産技術、RC、知的財産、研究統括、技術室長兼 生産技術室長
取締役 (非業務執行)	新沼 宏	住友化学株式会社 取締役専務執行役員

(2021年6月25日付で任期満了により退任)

(ご参考) 執行役員 (取締役兼務者を除く) は、次のとおりであります。 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当
常務執行役員	重田 裕基	生産技術、RC統括、炭素循環社会実現特命、技術室長兼 生産技術室長 セイカテクノサービス株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	榎本 弘信	住友精化(中国)投資有限公司 董事長、総経理 住精高分子技術(上海)有限公司 董事長、総経理 住精国際貿易(上海)有限公司 董事長 住精科技(揚州)有限公司 董事長
常務執行役員	上村 和久	姫路工場、AKプロジェクト担当、姫路工場長
執行役員	山本 正人	別府工場担当、別府工場長
執行役員	山口 聖	サステナビリティ推進、RC担当、サステナビリティ推進 室長兼RC室長
執行役員	小林 浩	機能化学品事業部担当、機能化学品事業部長
執行役員	前田 暢浩	知的財産、研究担当、開発研究所長

(2) 取締役および監査役の員数および報酬等の総額

① 監査等委員会設置会社移行前

2021年4月1日から第108回定時株主総会（2021年6月25日）終結の時まで

(単位：百万円)

役員区分		対象となる 役員の員数	報酬等の総額	内 訳			
				月例固定報酬	ストックオプション	業績連動報酬 等	退職慰労金
取締役	社内取締役および社外でない非業務執行取締役	8名	52	53	－	△0	－
	社外取締役	2名	3	3	－	－	－
	合 計	10名	56	57	－	△0	－
監査役	社内監査役	1名	5	5	－	－	－
	社外監査役	2名	3	3	－	－	－
	合 計	3名	9	9	－	－	－
合 計		13名	65	66	－	△0	－

(注) 1. 前期に係る役員賞与として、前期に係る事業報告に記載した役員賞与引当金繰入額53百万円のうち、取締役に対して当期中に52,450千円を支給しております。なお、当該役員賞与引当金繰入額と当該支給額の差額△550千円は上記報酬等の額に含めております。

2. 2007年6月28日開催の第94回定時株主総会において、取締役の報酬総額は年額3億6千万円以内、監査役の報酬総額は年額6千万円以内とすることを決議しております。なお、当該決議に係る会社役員の数、取締役9名、監査役4名であります。

3. 2015年6月25日開催の第102回定時株主総会において、社外取締役の報酬総額を年額2千万円以内とすることを決議しております。なお、当該決議に係る社外取締役の員数は3名であります。

② 監査等委員会設置会社移行後

第108回定時株主総会（2021年6月25日）終結の時から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

役員区分		対象となる 役員の員数	報酬等の総額	内 訳			
				月例固定報酬	ストックオプション	業績連動報酬 等	退職慰労金
取締役 (監査等委員を除く)	社内取締役および社外でない非業務執行取締役	7名	183	146	－	37	－
	社外取締役	1名	5	5	－	－	－
	合 計	8名	188	151	－	37	－
取締役 (監査等委員)	社内取締役	1名	16	16	－	－	－
	社外取締役	3名	16	16	－	－	－
	合 計	4名	32	32	－	－	－
合 計		12名	220	183	－	37	－

- (注) 1. 報酬等の額には、当期に係る役員賞与引当金繰入額62百万円のうち、執行役員（取締役兼務者を除く）に対する25百万円を除いた37百万円（取締役に対して37百万円）を含めております。
2. 当社は2021年6月25日開催の第108回定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行しています。
3. 2021年6月25日開催の第108回定時株主総会において、株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は年額3億6千万円以内（うち社外取締役分は2千万円以内）、監査等委員である取締役の報酬総額は年額6千万円以内とすることを決議しております。なお、当該決議に係る会社役員の数人は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち社外取締役1名）、取締役（監査等委員）4名であります。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および経営陣幹部の報酬について

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および経営陣幹部の報酬決定の透明性と公正性を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として役員指名報酬委員会を設置しています。本委員会は、社長、人事担当取締役および3名の独立社外取締役で構成され、報酬制度や水準についての取締役会への助言や、取締役および経営陣幹部の個別報酬額についての審議を行っています。

取締役会は、役員指名報酬委員会からの助言を受け、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および経営陣幹部の報酬の決定方針および方法を審議、決定しております。

当該方針の内容は以下のとおりです。

(ア)報酬決定方針について

- ・取締役および経営陣幹部（業務を統括する執行役員）の報酬は、基本報酬（月例固定報酬）および業績連動報酬（賞与）で構成する。ただし、業務を執行しない社外等の取締役は、経営の監視・監督の責務を担うことから、基本報酬のみを支給し、業績連動報酬は支給しない。
- ・基本報酬は、会社の持続的成長のインセンティブとなるよう設計する。
- ・業績連動報酬は、中期経営目標達成のインセンティブとなるように、毎事業年度の連結業績を強く反映する。
- ・取締役および経営陣幹部の報酬水準については、当社の事業規模や事業内容等を勘案するとともに、人材の確保・維持等の競争力がある水準とする。

(イ)各報酬要素の仕組み

(i)基本報酬（月例固定報酬）

基本報酬は、上記の方針に基づいてその水準を決定する。

基本報酬額は、任期中での変更は行わない。他方で、当社のポジションが変動したと判断しうる場合は、報酬水準を変動させ、新たな任期において額を変更する。ポジションの変動は、「会社の規模」（売上高、時価総額、従業員数）および「収益力」（営業利益、ROE、D/Eレシオ）を基準に判断する。

個別支給額は、取締役および執行役員の兼務の有無、執行役員の役位（社長、専務、常務、役なし等）、および独立の属性の有無に基づいて決定する。

(ii)業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬は現金報酬とし、当該事業年度の業績数値が一定額以上となったことを条件に、賞与算出フォーミュラ（業績指標×係数）に基づいて決定した支給額を、毎年一定の時期（6月末を予定）に支給する。

賞与算出フォーミュラに係る業績指標は、中期経営目標達成のインセンティブとするため、連結営業利益と金融収支の合算値を適用している。また、賞与算出フォーミュラの係数は、取締役兼務の有無、および執行役員の役位に応じて設定し、上位の役位ほど大きくなるよう設定している。なお、当該事業年度における業績指標の実績値は7,996百万円であった。

(iii)基本報酬（月例固定報酬）と業績連動報酬（賞与）の割合

中期経営計画（2020年度～2022年度）最終年度の連結業績目標（営業利益）80億円を達成した場合、業務執行を行う取締役および経営陣幹部の報酬に占める業績連動報酬（賞与）構成比が15～20%となるように賞与算出フォーミュラを設計する。

基本報酬 (月例固定報酬) 80～85%*	業績連動報酬 (賞与) 15～20%*
-----------------------------	---------------------------

※中期経営計画最終年度目標達成時の業務執行を行う取締役および経営陣幹部の報酬の構成比率



以下の判断要素に基づき、当社のポジションが変動したと判断しうる場合は、報酬水準を変動させる。

判断要素	主な指標
会社の規模	売上高
	時価総額
	従業員数
収益力	営業利益
	ROE
	D/Eレシオ



賞与は以下の連結業績指標に基づく賞与算出フォーミュラで決定。

業績指標 ※1	連結営業利益+金融収支
算定式	業績指標×係数※2

※1 業績指標が一定以下の場合、賞与は不支給

※2 係数は上位の役位ほど大きくなるように設定

(ウ)取締役および経営陣幹部の個別報酬の決定方法

取締役の報酬総額は、株主総会決議（年額3億6千万円以内、うち社外取締役年額2千万円以内）※の範囲内で決定する。

取締役会は、役員指名報酬委員会からの助言を受け、役員報酬の決定方針および方法を審議、決定している。当該事業年度における取締役の個別報酬額は、経営トップのリーダーシップの下で会社経営を執り行うため、取締役会決議により代表取締役社長小川育三に委任して決定している。権限が適切に行使されるように、社長が、役員指名報酬委員会に対し、個別報酬額が上記報酬決定方針に照らして妥当であるか否かについて諮問を行い、同委員会より妥当である旨の答申を受けることを委任の条件としている。

なお、取締役の個別報酬額は、上記報酬決定方針に基づき算定した額とする旨の取締役会決議を行った上で、役員指名報酬委員会の審議を経て決定している。このことから、取締役会は、取締役の個別報酬額が当該方針に沿うものであると判断している。

※当社は、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬総額につきましては、2007年6月28日開催の第94回定時株主総会決議および2015年6月25日開催の第102回定時株主総会決議において、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額につきましては、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会決議において、それぞれ決定しております。

(4) 社外役員の状況

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、31頁に記載のとおりであります。

社外取締役勝木保美ならびに社外取締役（監査等委員）川崎全司、三浦州夫および岸上恵子の各々の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の活動状況

区分	氏名	主な活動状況および社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	勝木保美	<p>当期開催の取締役会に出席し（13回のうち13回）、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役社長、監査等委員および社外取締役による定期的会合 ・監査等委員と社外取締役による定期的会合 ・独立社外取締役による定期的会合
取締役 (監査等委員)	川崎全司	<p>当期開催の取締役会および取締役(監査等委員)就任後に開催の監査等委員会に出席し（取締役会13回のうち13回、監査等委員会10回のうち10回）、弁護士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役社長、監査等委員および社外取締役による定期的会合 ・監査等委員と社外取締役による定期的会合 ・独立社外取締役による定期的会合
取締役 (監査等委員)	三浦州夫	<p>当期開催の取締役会、監査役会、および監査等委員会に出席し（取締役会13回のうち監査役として3回、取締役として10回、監査役会5回のうち5回、監査等委員会10回のうち10回）、弁護士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役社長、監査等委員および社外取締役による定期的会合 ・監査等委員と社外取締役による定期的会合 ・独立社外取締役による定期的会合
取締役 (監査等委員)	岸上恵子	<p>当期開催の取締役会、監査役会、および監査等委員会に出席し（取締役会13回のうち監査役として3回、取締役として10回、監査役会5回のうち5回、監査等委員会10回のうち10回）、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役社長、監査等委員および社外取締役による定期的会合 ・監査等委員と社外取締役による定期的会合 ・独立社外取締役による定期的会合

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である重森隆志、各社外取締役との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(6) 役員等賠償責任保険の内容の概要

① 被保険者の範囲

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役※、執行役員および子会社役員です。

② 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用について填補します。

③ 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

④ 役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置

犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

※監査等委員会設置会社移行までの期間に限る。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

内 容	支払額
報酬等の額	44百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等を同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性、その職務の遂行状況等に鑑み、会計監査人が継続して職務を遂行することに関し重大な疑義が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任について株主総会に提出する議案の内容を決定する方針です。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施するため、定款により剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当社は、剰余金の配当に関しては、株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、各期の収益状況をベースに、安定的な配当実施および今後の事業展開に備えるための内部留保などを勘案して決定することを基本としております。

また、内部留保につきましては、業績の向上と経営基盤の強化につながる生産体制拡充、コスト競争力の強化および市場ニーズに対応した製品の研究開発に投資してまいります。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	81,312
現金及び預金	29,248
受取手形	1,022
売掛金	25,538
契約資産	185
商品及び製品	17,234
仕掛品	407
原材料及び貯蔵品	4,234
その他	3,453
貸倒引当金	△11
固定資産	39,961
有形固定資産	34,308
建物及び構築物	14,282
機械装置及び運搬具	11,418
リース資産	465
土地	4,462
建設仮勘定	2,280
その他	1,398
無形固定資産	200
ソフトウェア	192
その他	7
投資その他の資産	5,453
投資有価証券	1,608
退職給付に係る資産	1,751
繰延税金資産	76
その他	2,027
貸倒引当金	△10
資産合計	121,274

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	37,525
買掛金	16,590
契約負債	188
短期借入金	11,016
1年内返済予定の長期借入金	3,036
リース債務	144
未払法人税等	1,072
賞与引当金	919
役員賞与引当金	62
その他	4,496
固定負債	1,843
リース債務	352
繰延税金負債	111
退職給付に係る負債	1,379
負債合計	39,369
(純資産の部)	
株主資本	72,512
資本金	9,698
資本剰余金	7,539
利益剰余金	56,483
自己株式	△1,207
その他の包括利益累計額	6,220
その他有価証券評価差額金	748
為替換算調整勘定	4,698
退職給付に係る調整累計額	773
非支配株主持分	3,171
純資産合計	81,905
負債・純資産合計	121,274

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		115,583
売上原価		89,434
売上総利益		26,149
販売費及び一般管理費		18,076
営業利益		8,072
営業外収益		
受取利息及び配当金	168	
為替差益	676	
補助金収入	213	
その他	99	1,157
営業外費用		
支払利息	245	
その他	70	315
経常利益		8,915
特別利益		
投資有価証券売却益	26	26
特別損失		
固定資産除却損	131	
減損損失	357	488
税金等調整前当期純利益		8,453
法人税、住民税及び事業税	1,931	
法人税等調整額	567	2,499
当期純利益		5,954
非支配株主に帰属する当期純利益		58
親会社株主に帰属する当期純利益		5,895

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	40,496	流動負債	19,045
現金及び預金	6,358	買掛金	11,162
売掛金	17,835	契約負債	15
契約資産	185	短期借入金	2,926
商品及び製品	8,591	リース債務	17
仕掛品	168	未払金	1,982
原材料及び貯蔵品	3,042	未払費用	334
前渡金	4	未払法人税等	542
前払費用	243	預り金	1,074
未収入金	962	賞与引当金	841
短期貸付金	1,926	役員賞与引当金	62
その他	1,179	その他	84
貸倒引当金	△0	固定負債	3,863
固定資産	39,905	退職給付引当金	1,386
有形固定資産	18,686	債務保証損失引当金	2,367
建物	7,209	リース債務	109
構築物	2,308	負債合計	22,908
機械及び装置	4,391	(純資産の部)	
車両運搬具	12	株主資本	56,744
工具、器具及び備品	998	資本金	9,698
土地	3,147	資本剰余金	7,539
リース資産	114	資本準備金	7,539
建設仮勘定	504	利益剰余金	40,715
無形固定資産	185	利益準備金	773
ソフトウェア	179	その他利益剰余金	39,942
その他	5	固定資産圧縮積立金	32
投資その他の資産	21,033	別途積立金	23,000
投資有価証券	1,602	繰越利益剰余金	16,909
関係会社株式	15,502	自己株式	△1,207
関係会社出資金	145	評価・換算差額等	748
長期貸付金	1,304	その他有価証券評価差額金	748
長期前払費用	276		
前払年金費用	952		
繰延税金資産	1,259		
その他	180		
貸倒引当金	△190		
資産合計	80,402	純資産合計	57,493
		負債・純資産合計	80,402

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		65,183
売上原価		46,180
売上総利益		19,002
販売費及び一般管理費		13,958
営業利益		5,044
営業外収益		
受取利息	131	
受取配当金	54	
為替差益	550	
補助金収入	60	
その他	94	891
営業外費用		
支払利息	113	
廃棄物処理費用	30	
減価償却費	22	
その他	15	182
経常利益		5,752
特別利益		
投資有価証券売却益	26	26
特別損失		
固定資産除却損	128	
債務保証損失引当金繰入額	929	1,057
税引前当期純利益		4,721
法人税、住民税及び事業税	1,271	
法人税等調整額	192	1,464
当期純利益		3,256

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

住友精化株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 圭子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友精化株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友精化株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

住友精化株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俣野 広行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北村 圭子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友精化株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を監査に関する品質管理基準等に從って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの構築および運用については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認められ、内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

住友精化株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 道 簗 守

社外監査等委員 川崎全司

社外監査等委員 三浦州夫

社外監査等委員 岸上恵子

以上

事業トピックス

半導体用材料ガスの生産能力を拡大

半導体用材料ガスの高純度一酸化炭素(CO)は、近年の3D-NAND型フラッシュメモリーの高積層化に伴い需要が拡大しています。当社グループでは、2019年に別府(べふ)工場内のCO製造設備の生産能力を増強し、さらに2022年、韓国における当社子会社の住精ケミカル株式会社長安工場において新規にCO製造設備を建設しました。現在、商業生産に向けた準備を進めています。その他の半導体用材料ガスにつきましても、需要拡大に対応した生産能力増強を国内外で実施しています。

化学メーカーとして培った合成・精製技術と国内初の計器校正用標準ガスメーカーとしての分析・取り扱い技術を基に、様々な半導体用材料ガスを国内外へ安全・安定的に供給することで、今後も持続可能な社会の発展に貢献してまいります。



韓国における新製造設備

中国で高性能材料の受託生産を開始

中国における当社子会社である住精科技(揚州)有限公司(中国江蘇省揚州市)は、2019年に高純度アンモニア事業から撤退しましたが、中国においてハイブリッド自動車・電気自動車に使用される高性能絶縁被膜材料の販売を行っている田岡化学工業株式会社様から新たに同材料の生産を受託することとなり、2021年10月に操業を開始いたしました。

当社グループは、今後も、中国事業の更なる成長を目指して、住精科技(揚州)有限公司をはじめ中国の拠点を強化し、事業機会の獲得に取り組んでまいります。



製造受託設備

ESG トピックス

当社グループのESG関連の最新の取り組み事例をご紹介します。

Environment／海運モーダルシフト大賞およびグリーン物流優良事業者表彰受賞

当社は、2022年4月、海上貨物輸送を利用してCO₂削減に取り組み、環境負荷の低減に特に貢献したと認められる事業者として、国土交通省海事局および船舶事業者等で構成されたエコシップ・モーダルシフト事業実行委員会より「エコシップ・モーダルシフト優良事業者」に選定され、その中でも革新的な取り組みを行い、最も貢献度が高い事業者として「海運モーダルシフト大賞」を受賞いたしました。受賞理由としては、サプライヤーとしての当社のほか、完成品メーカー（着荷主）および物流事業者との協調により、車両運行回数の削減と内航船活用によるCO₂削減およびドライバーの運転時間の削減を目的に、長距離トラック輸送を内航コンテナ船輸送へ転換するとともに、着荷主とのコンテナラウンドユースを実現した取り組みが評価されたことによるものです。なお、これに先立って同内容により、「令和3年度 グリーン物流パートナーシップ会議」において「物流 DX・標準化表彰」も共同受賞しております。

当社といたしましては、取引先顧客、物流事業者とより一層連携を強化し、環境負荷の低減やドライバーの労働環境改善により、将来にわたる持続可能な物流の実現に向けて、継続的に取り組んでまいります。



Social／健康経営と社会貢献のコラボレーション

当社は、2022年3月、経済産業省と日本健康会議が共同で認定する「健康経営優良法人 2022(大規模法人部門)」に認定されました。健康経営優良法人とは、特に優良な健康経営を実践している企業等を顕彰する制度で、今回で当社は3年連続での認定となります。

また、健康経営の施策の一環として、健康経営と社会貢献との両方の観点から、公益財団法人日本ユニセフ協会が主催する「ラブウォーク」イベントに参画し、参加者の歩数を寄付に繋げる取り組みを実施しました。社員が自己の健康の維持、増進のための活動等を通じて健康意識を向上するとともに、その成果の一部を社会への還元にも繋げる本活動を今後も継続してまいります。



2022
健康経営優良法人
Health and productivity

ユニセフ・ラブウォーク



Governance／新市場区分「プライム市場」への移行・監査等委員会設置会社への移行

■新市場区分「プライム市場」への移行

当社は、2022年4月、東京証券取引所市場第一部から新市場区分「プライム市場」に移行いたしました。当社が選択・上場したプライム市場は、多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額(流動性)を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資者との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場と位置付けられています。

今後もコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、ステークホルダーの皆様の信頼と期待に応えるべく、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

■監査等委員会設置会社への移行

当社は、2021年6月、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにより、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による意思決定の迅速化により、経営の公正性、透明性および効率性を高め、当社の企業価値の向上に努めてまいります。



新市場区分移行記念の盾

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友ビル11階大会議室
電話 06-6220-8508

交通のご案内

- 御堂筋線
淀屋橋駅
北改札 ⇒ 3号出口
4号出口 } (徒歩3分)
- 京阪電車
大江橋駅 ⇒ 6号出口 (徒歩5分)
- 四つ橋線
肥後橋駅
北改札 ⇒ 1-A号出口
5-A号出口
1-B号出口 } (徒歩6分)

新型コロナウイルス感染症 への対応について

株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、会場において、運営スタッフはマスク着用などの感染症予防措置をさせていただきます。



株主優待について

当社では、多くの株主様に、当社への理解を深めていただくとともに、当社株式を長期間にわたり保有していただくことを目的として、株主優待制度を設けております。

◇優待内容

100株（1単元）以上を半年以上継続保有の株主様（※）に対しQUOカード1,000円分

※「半年以上継続して」保有されているかどうかは、3月31日および9月30日現在で、株主名簿に同じ株主番号で2回以上連続して記載されていることをもって判断いたします。